資料３－１

「西胆振区域地域医療構想調整会議」の設置について

１．経過等

○　平成２８年９月、「西胆振保健医療福祉圏域連携推進会議」と地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第３０条の１４第１項に定める「協議の場」として設置する「地域医療構想調整会議」を兼ねることとし、要綱を整理した。

○　平成３０年９月、地域医療構想に関する医療機関の役割分担など、地域医療構想の推進に関する事項を協議するため、連携推進会議に「医療機関部会」を設置した。

○　今後、地域医療構想の達成に向けて、構想区域ごとに具体的議論を、より一層、促進する必要があることから、現状、地域医療構想の実現に向けた協議の主体となっている「医療機関部会」をベースに「地域医療構想調整会議」として改組する。

　なお、連携推進会議は、地域医療構想以外の従来行ってきた保健医療福祉施策の推進を引き続き、担うこととし、規定の整理を行う。

２．関係規定

（１）地域医療構想調整会議設置要綱（案）　・・・　資料３－２

（２）新旧対照表（圏域連携推進会議）　・・・　資料３－３

３．その他

【両会議の比較】

	圏域連携推進会議（現行）	地域医療構想調整会議（案）
設置根拠	要綱	医療法第３０条の１４第１項
会議定義	常設の懇談会	常設の懇談会
設置目的	地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、西胆振保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。 なお、この会議は、医療法第 30 条の 14 第１項に定める、関係者との連携を図りつつ、医療計画に定める将来の病床数の必要量を達成するための方策、その他地域医療構想の達成を推進するために必要な事項についての「協議の場」である西胆振圏域地域医療構想調整会議を兼ねるものとする。	地域医療構想を策定する区域（医療法第 30 条の４第２項第７号の規定により定められる区域のこと。以下「構想区域」という。）において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第 30 条の 14 第１項に定める「協議の場」として、西胆振区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。
所掌事項	⑴地域の保健医療福祉に関すること。 ⑵地域医療構想の達成の推進に関する事項 ⑶その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項	⑴病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項 ⑵病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項 ⑶北海道計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項 ⑷その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項
組　　織	⑴保健医療福祉サービスの提供者 ⑵保健医療福祉サービスの受益者 ⑶関係行政機関の長 ⑷その他必要と認められる者	⑴医療関係団体 ⑵市町村 ⑶その他必要と認められる者
部　　会	必要に応じ専門部会を置くことができる。	必要に応じ部会を置くことができる。

【別表　１】構成（推薦団体名等）

区　　分	推薦団体名	連携推進会議	調整会議
保健医療福祉サービスの提供者 【医療関係団体】	公益社団法人　室蘭市医師会	○	○
	一般社団法人　胆振西部医師会	○	○
	一般社団法人　室蘭歯科医師会	○	
	北海道薬剤師会　室蘭支部	○	
	北海道看護協会　室蘭支部	○	
	北海道理学療法士会　日胆支部	○	
	北海道社会福祉協議会　胆振地区事務所	○	
	日胆地区老人福祉施設協議会	○	
保健医療福祉サービスの受益者	室蘭消費者協会	○	
関係行政機関 【市町村】	室蘭市	○	○
	登別市	○	○
	伊達市	○	○
	豊浦町	○	○
	壮瞥町	○	○
	洞爺湖町	○	○
主要医療機関 【医療関係団体】	日鋼記念病院	○	○
	市立室蘭総合病院	○	○
	製鉄記念室蘭病院	○	○
	室蘭太平洋病院	○	○
	JCHO 登別病院	○	○
	総合病院伊達赤十字病院	○	○
	聖ヶ丘病院	○	○
	北海道社会事業協会　洞爺病院	○	○
	洞爺温泉病院	○	○
	大川原脳神経外科病院		○
	豊浦町国保病院		○
	北海道病院協会	○	○
		２５	２０